平成２２年（フ）第１２８６号
仙台市青葉区柏木２丁目５番25―303号
債務者　田村　克美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１６号
仙台市泉区加茂１丁目43番地の８
債務者　木村　　司
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２５号
仙台市太白区西の平１丁目９番８号
債務者　小澤　昌仁
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３６号
仙台市宮城野区中野字神明166番地の12　グランデュール中野705
債務者　奥山　聡士
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４８号
仙台市泉区南光台南２丁目８番29号
債務者　櫛　　政光
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
宮城県石巻市新橋７番25号
債務者　近江スズ子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
宮城県石巻市南中里１丁目９番23―703号
債務者　伊藤　良博（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
栃木県真岡市高勢町２丁目120番地１　真岡アリビラ201号
債務者　山本　和雄
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１２９号
富山県高岡市清水町２丁目11番12号
債務者　酒井　知美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１６０号
富山県南砺市坂本74番地
債務者　浦山　朱音（旧姓日西）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１６５号
富山県氷見市中央町３番５号
債務者　田上友三郎
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１６８号
富山県高岡市千鳥丘町120番地
債務者　田嶋　健二
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１７０号
富山県射水市戸破字加茂1679―３―303、住民票上の住所富山県富山市藤木2032番地
債務者　藤元　春恵
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３２７号
金沢市新神田１丁目10番91号
債務者　栄　　裕之
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７８号
金沢市窪３丁目383番地４
債務者　谷　優美子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４０８号
金沢市大和町５番６号
債務者　菊地　寛一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１８号
金沢市高畠３丁目234番地　グローリィハイツ301号
債務者　立山　一夫
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４３７号
金沢市糸田２丁目14番地　レオパレス糸田橋北302号室
債務者　甲斐とし枝（旧姓樫村）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
金沢地方裁判所